

# 広域連合だより

発行 後志広域連合 総務課  
〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466  
ホームページ <http://www.shiribeshi-kouiki.jp/>

第20号 平成29年7月

介護保険料を忘れずに納めましょう！

## ○ 普通徴収の方（年金が年額18万円未満の方）

7月上旬に介護保険料納付通知書を発送しております。  
各納期限までに取り扱い金融機関等の窓口でお納めください。  
また、納付には口座振替が便利です。取り扱い金融機関窓口へ預金通帳・通帳届印・納付通知書をお持ちいただき「口座振替依頼書」で手続きください。

< 普通徴収の方の各納期限日は、次のとおりです。 >

期別	納期限	期別	納期限
第1期	平成29年 7月25日	第5期	平成29年11月27日
第2期	平成29年 8月25日	第6期	平成29年12月25日
第3期	平成29年 9月25日	第7期	平成30年 1月25日
第4期	平成29年10月25日	第8期	平成30年 2月26日

## ○ 特別徴収の方（年金が年額18万円以上の方）

特別徴収の方は、年金支給月に年金から差し引かれます。  
7月に介護保険料特別徴収通知書を送付しておりますが、納付通知書ではありませんので、ご注意ください。

## 国民健康保険高齢受給者証の更新のお知らせ

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方に交付している「高齢受給者証」が平成29年7月31日（月）に更新期限を迎えます。

新しい高齢受給者証は

**平成29年8月1日（火）**までに送付します。

※有効期限を過ぎても、新しい高齢受給者証がお手元に届かない場合は、お住まいの町村の国民健康保険担当課までお問い合わせください。



なお、国民健康保険被保険者証につきましては、引き続き有効期限まで使用することができます。

国民健康保険加入者で70歳以上の方の自己負担限度額が一部変更されます。

同じ月に支払った医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額を超えた分が高額療養費として支給される制度について、70歳以上の方の自己負担限度額が平成29年8月と平成30年8月の2回に分けて変更されます。

限度額適用認定証等を医療機関の窓口に表示することで、窓口での支払いを自己負担限度額までに抑える制度もあります。



○現 行

(月額)

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 《44,400円》
一 般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

○平成29年8月から平成30年7月まで

(月額)

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 《44,400円》
一 般	14,000円 *「年間上限額」 144,000円	57,600円 《44,400円》
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

○平成30年8月から

(月額)

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	所得901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 《140,100円》
	所得600万円超 901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 《93,000円》
	所得210万円超 600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 《44,400円》
一 般	18,000円 *「年間上限額」 144,000円	57,600円 《44,400円》
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

\* 8月から翌年7月までの1年間の自己負担額の上限が新たに設けられます。

※所得とは「基礎控除後の総所得金額等」にあたります。

※《 》内の金額は、過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目以降から適用される限度額です。(多数回該当)

※太枠で囲んだ部分に変更点です。